

発行所

株式会社 F P シミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

取引金融機関の為替相場

Q：先日父が亡くなり、父がハワイに所有していた不動産を相続人3人の共有とすることにしました。

この不動産を円換算する場合、金融機関によって為替相場が異なっているのですが、相続税の申告にはどれを適用するのでしょうか。

A：各相続人の取引金融機関の公表する為替相場により円換算します。

【解説】

平成11年3月に改正された財産評価基本通達では、海外にある不動産等の財産を評価し、円換算する場合は、納税義務者の取引金融機関の公表する最終の外国為替相場（対顧客直物電信買相場（TTB）又はこれに準ずる為替相場）によることとする新通達が創設されました。

外貨預金のように取引金融機関が特定している場合には、被相続人の預金口座のある取引金融機関で相続の手続きを行うこととなりますので、その金融機関のTTBを適用することとなりますが、海外にある土地等については、外貨預金のように金融機関を特定することができません。

そこで、このような場合には、相続人の取引している金融機関の公表するTTBにより円換算することとしています。

ご質問のように、同一不動産を複数の者の共有として相続した場合には、各相続人が異なる金融機関を選択し、その金融機関の公表するTTBが異なっている場合には、各相続人の円換算額が異なることもありえます。

